

**那須塩原駅周辺まちづくり基本計画策定支援業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 概要**

(1) 業務の名称

那須塩原駅周辺まちづくり基本計画策定支援業務委託

(2) 業務の目的

別紙仕様書に記載のとおり

(3) 業務の内容

別紙仕様書に記載のとおりである。

なお、本業務の実施に当たっては、別紙仕様書「第1章 3業務の目的」に記載した2つの会議体及び市と連携し、那須塩原駅周辺の将来像とその実現に向けた方策等をまとめ基本計画を策定していくものとする。

これまで、市が検討してきた、那須塩原駅から新庁舎予定地までを一体空間としたまちづくりの成果を基本的な整備の方向性として、開催する会議体等での意見や議論等を踏まえ、整理・検討するとともに、駅前広場等の公共空間の配置計画や公共交通等を検討しながら基本計画を策定するものとする。また、本業務は、これまでの経緯から関連業務を別途発注することとしているため、当該業務を受注した事業者と連携し業務を進めること。

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月25日まで

**※令和6年度当初予算案が、令和6年3月定例会議で議決されることを前提とした事前準備手続であり、予算案が否決された場合は、契約を締結しない場合がある。**

(5) 提案上限額

78,650,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和6年度の上限額 37,970,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和7年度の上限額 40,680,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

**2 参加者の資格要件**

本プロポーザルに参加できる者は次の要件を満たした「単体企業」又は「2又は3社企業の共同企業体（以下「JV」という。）」とする。JVで参加の場合、下記(7)については、いずれか1社が満たすこととし、(1)から(6)までについては全構成員が満たすこと。なお、単体またはJVの構成員として複数の参加は認めないものとし、出資比率に関する要件は付さない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 那須塩原市の入札参加資格を有すること。  
なお、公告日において、那須塩原市の入札参加資格を有していない場合は、令和6年3月5日までに那須塩原市契約検査課に申請を行い、令和6年3月19日までに入札参加資格を取得すること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- (6) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく登録部門に「都市計画及び地方計画」を有すること。
- (7) 平成25年4月1日から令和5年3月31日までの期間に国又は地方公共団体が発注し、完了した同種業務の実績を有すること。  
▶同種業務：駅前広場を含む駅周辺まちづくりの整備にかかる基本計画策定又は基本設計業務
- (8) 本業務に関する専門分野において協力会社を加えることを可能とする。協力会社は、上記(1)・(3)～(5)の要件を満たしているものとし、単独企業又はJVの代表構成員若しくは構成員として本プロポーザルに参加できない。

### 3 プロポーザルの日程

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| (1) プロポーザル実施の公告 | 令和6年2月20日（火）        |
| (2) プロポーザル説明会   | 令和6年2月28日（水）        |
| (3) 参加申請書提出期限   | 令和6年3月5日（火）         |
| (4) 質問書受付期限     | 令和6年3月5日（火）         |
| (5) 質問書回答期限（予定） | 令和6年3月8日（金）         |
| (6) 企画提案書提出期限   | 令和6年3月19日（火）        |
| (7) 1次審査        | 令和6年3月19日（火）～22日（金） |
| (8) 1次審査結果通知    | 令和6年3月22日（金）        |
| (9) プレゼンテーション   | 令和6年3月26日（火）        |

(10) 審査結果の通知（予定） 令和6年3月29日（金）

#### 4 参加手続等

##### (1) 説明会

次のとおり説明会を実施する。

- ①実施予定日時 令和6年2月28日（水）午後2時から※1時間程度
- ②開催場所 東那須野公民館（会議室1・2）及び現地視察  
※オンライン開催はしない
- ③申込期限 令和6年2月27日（火）正午まで
- ④申込方法 説明会参加申請書【様式第1-1号】を持参（閉庁日を除く）又はe-mailにて、後記提出場所まで提出すること。  
※e-mailでの提出の場合には、送付後に到着確認の電話をすること。  
※参加人数は、1社につき3名以内とする。  
なお、説明会の会場の都合上、参加する事業者数により人数の変更を依頼することがある。
- ⑤その他
  - ・説明会では、質疑は一切受けない。
  - ・質疑がある場合は、後記「質疑の受付及び回答」に従い提出すること。

##### (2) 参加申請

本実施要領、仕様書等の内容を確認し、本プロポーザルへの参加を希望するものは、次のとおり必要書類を提出すること。

- ①提出期限 令和6年3月5日（火）午後5時
- ②提出書類
  - ・参加申請書【様式第1-2号】 1部
  - ・会社の概要がわかるパンフレット等（様式自由） 1部
  - 【JVでの参加の場合】
  - ・共同企業体協定書 【様式第9-1号】 必要部数
  - ・委任状（共同企業体）【様式第9-2号】 必要部数
- ③提出先 後記提出場所
- ④提出方法 持参（閉庁日を除く）又は郵送（郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法によること。）とする。  
なお、持参する場合には、事前に来庁日時を連絡すること。
- ⑤その他 参加申請書提出者に対し資格確認結果等の通知は行わない。  
ただし、資格要件を満たさないと判断した者に対しては、個別に通知する。

- ⑥参加辞退 参加申請後に辞退する場合は、参加辞退届【様式第2号】を企画提案書提出期限までに提出するものとする。提出方法は、参加申請と同様とする。

### (3) 質疑の受付及び回答

本プロポーザルに参加するに当たり、質疑事項がある場合には、質疑書を提出することができる。

①提出期限 令和6年3月5日（火）午後5時まで（必着）

②提出先 後記提出場所

③提出方法 電子メール

質疑書【様式第3号】を使用し、次の点に留意すること。

・件名

那須塩原駅周辺まちづくり基本計画策定支援：

+送信年月日〔yyyymmdd〕+参加者名称

【例】（株）〇〇が令和6年3月5日に質疑書を送付した場合

那須塩原駅周辺まちづくり基本計画策定支援：20240305（株）〇〇

・電話により到着確認を行うこと。

④回答方法 質疑への回答は、参加申請を行ったもの全員に、回答書を添付した電子メールを送信する。ただし、質問内容により事業実施の公平性を保てないと判断された質問に対しては、回答を行わないことがある。

⑤回答予定日 令和6年3月8日（金）

## 5 企画提案書の作成、提出等

### (1) 企画提案書の提出

企画提案書の作成に当たっては、仕様書「3業務の目的」を熟慮した上で提案すること。

①提出期限 令和6年3月19日（火）正午まで

②提出書類 i 企画提案書（表紙）【様式第4号】

ii 業務実施体制図 【様式第5-1号】：A4サイズ1枚以内

協力会社の内容等 【様式第5-2号】

iii 企業実績表【様式第6号】：A4サイズ2枚以内（添付書類は含まない）

▶記載する同種実績は4件までとする。

「グリーンインフラに関する検討業務」の実績がある場合には、1件のみ別に記載することができる。この場合は、「A4サイズ3枚以内」とする。

▶「道路空間を活用した賑わい創出等に関する業務」、「歩道等の道路空間を活用した歩行者の回遊性向上に関する社会実験や実証実験に関する支援等の業

務」又は「エリアマネジメント等の地域主体のまちづくりの支援等に関する業務」を含む同種業務がある場合には優先的に記載をすること。

▶本業務へ特に役立つと考えられる有効性等を記述すること。

▶実績が確認できる書類（契約書の写し、テクリス登録書等）及び業務内容が確認できる書類（仕様書等）を添付すること。

iv 配置予定技術者の経歴等【様式第7号】

：配置予定者につき1枚以内（添付書類は含まない）

▶協力会社から配置できる技術者は、担当技術者のみとする。

▶JVでの参加の場合、管理技術者は代表構成員に所属する者とする。

▶「道路空間を活用した賑わい創出等に関する業務」、「歩道等の道路空間を活用した歩行者の回遊性向上に関する社会実験や実証実験に関する支援等の業務」又は「エリアマネジメント等の地域主体のまちづくりの支援等に関する業務」を含む同種業務がある場合には優先的に記載をすること。

v 本業務の実施方針、業務フロー及び工程計画【様式第8号】

：A4サイズ2枚以内

vi 企画提案書【任意様式】：A3サイズ3枚以内

▶駅周辺まちづくりの現状、課題や本市の施策等を把握し、業務実績や他自治体優良事例等を踏まえ具体的に提案すること。

テーマ①：公共空間を活用した整備を実現するための方策と実現した際的那須塩原駅を起点とした交通網の在り方について提案すること。

▶整備を実現するに当たり必要な検討事項、調査方法等の方策を具体的に提案すること。

▶那須地域の玄関口として広域的な視点での交通網の在り方を提案すること。

テーマ②：本市の個性と独自性を体現する那須塩原駅周辺にするため、現況の景観を維持するため必要な規制方策の在り方について提案すること。

▶方策や方策を検討していくためのプロセス等を具体的に提案すること。

テーマ③：効果的なプロモーションに関する提案

▶「地域の機運醸成」・「移住の促進・関係人口の創出」及び「民間投資の促進」をターゲットとした効果的なプロモーション・情報発信手法等を提案すること。

vii 事業推進計画【様式第 10 号】：A3 サイズ 1 枚以内

▶仕様書「第 2 章業務内容 3(4)①那須塩原駅周辺まちづくり協議体等運営支援」における個別分野検討体制、スケジュール、機運の醸成につながる取組等の提案を交え作成すること。

▶その他、仕様書記載の業務内容への提案、提案事項（特定テーマを含む）等を踏まえて、全体的な業務推進計画として作成すること。

viii 見積書及び内訳書（任意様式）

③提出部数 正本 1 部・副本 8 部

※正本の表紙には、代表者印を押捺すること。

※見積書及び内訳書の作成部数は、1 部とする。

※添付書類は、企画提案書の正本にのみ添付すること。

※提出書類（i～vii）の電子データを CD-ROM 等に記録したものを 1 部併せて提出すること。提出書類（添付書類は含まない）を 1 つの PDF ファイル形式に結合し提出すること。

④提出先 後記提出場所

⑤提出方法 持参（閉庁日を除く）又は郵送（郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法によること。また、事故等による未着については市では責任を負わない。）

なお、持参する場合には、事前に来庁日時を連絡すること。

⑥その他 使用する文字のフォントサイズは 10.5 ポイント以上（図表内の文字を除く。）とすること。

(2) 見積書及び内訳書について

・契約希望金額の総額（消費税等を含んだ金額）を記載すること。

なお、内訳書には、各年度会計年度（令和 6 年度・令和 7 年度）の金額（消費税等を含んだ金額）を記載すること。

・見積金額には、仕様書において市が負担する旨特に定めた事項を除き、業務の履行に当たって必要な一切の費用が含まれるものとする。

(3) その他

本市ホームページに那須塩原駅周辺まちづくりの情報を掲載しているので参考とすること。

▶那須塩原駅周辺まちづくりビジョン

[https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/soshikikarasagasu/nasushiobaraekishuhenseibishitsu/shinoseisakutokeikaku/1/2/townplanningvision\\_1/index.html](https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/soshikikarasagasu/nasushiobaraekishuhenseibishitsu/shinoseisakutokeikaku/1/2/townplanningvision_1/index.html)

▶那須塩原駅周辺まちづくりグランドデザイン会議

<https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/soshikikarasagasu/nasushiobaraekishuhenseibishitsu/shinoseisakutokeikaku/1/2/townplanningvision/index.html>

▶広報なすしおばら

<https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/soshikikarasagasu/kikakuseisakuka/koho/2/index.html>

▶新庁舎建設関係

<https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/soshikikarasagasu/nasushiobaraekishuhenseibishitsu/shinoseisakutokeikaku/1/1/index.html>

## 6 評価方法等

契約候補者の選定に当たっては、「那須塩原駅周辺まちづくり基本計画策定支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会」により別表「評価基準」により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価がより高い者を契約候補者として選定する。提案評価について、配点の5割を基準点とし、提案評価の点数が基準点に満たなかった提案者は、選定の対象としない。

なお、参加申請者が多数の場合は、次の記載のとおり1次審査を行い、その評価点が上位5社程度について、プレゼンテーションを行うこととする。

### (1) 1次審査（参加申請者が多数の場合）

① 1次審査は、那須塩原駅周辺整備室職員が行う。

評価に当たっては、1次審査は、別表「評価基準」に掲げる次の「1次審査項目」により実施するものとする。なお、1次審査を実施した場合は、2次審査に引き継ぐものとする。

#### 【1次審査項目】

	評価項目	配点
能力評価	提案者（事業者）業務実績	15
	・配置技術者の的確性 ・実施体制	15
提案評価	業務方針	30
合計		60

② 1次審査の結果、参加資格があると認められた者のうち、点数が上位の5者程度から企画提案に係るプレゼンテーションを受ける。なお、1次審査を行わない場合には、参加資格の確認のみを行う。

③ 1次審査の結果は、令和6年3月22日（金）までに書面にて通知する。同日までに通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

## (2) プレゼンテーション（2次審査）

①開催日時 令和6年3月26日（火）を予定

※詳細については、別途通知する。

②開催場所 那須塩原市役所 本庁舎 303会議室（控室 同301会議室）

③時間 提案者毎の時間は、30分 ※準備時間は別途確保する

（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

④参加人数 ・参加人数は、業務実施体制図（様式第5-1号）に記載がある者から選定し、パソコン操作者を含め4人以内とする。

⑤注意事項 ・提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。

・プレゼンテーションに当たっては、本業務において予定している管理技術者は必ず出席すること。なお、説明は主に管理技術者又は主担当技術者となる者が行い、質疑応答については参加する者全員を可とする。

・プレゼンテーションに当たって、市が用意するプロジェクター及びスクリーンを使用することができる。

※プロジェクターは、エプソン製・型番「EB-1945W」でありHDMIケーブルによりパソコンと接続可能。それ以外の方法でスクリーンを使用する場合は、提案者がプロジェクターを用意すること。

この場合は、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

・プレゼンテーションに使用する資料は、事務局に事前に提出された書類のみで行うこととし、内容の変更や追記は認めない。ただし、スライドに投影する際の内容の変更や追記を伴わない編集は可とする。

・プレゼンテーションは非公開とする。

・プレゼンテーションは匿名で審査するため、資料への社名等の記載や発言、服装等に充分注意すること。

⑥ 審査結果 ・「3プロポーザルの日程」に従い、契約候補者及び次点者に特定された者に対し、その旨を通知する。

・契約候補者及び次点者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を通知する。

・審査結果は後日、本市ホームページ上で公表する。

・選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

## 7 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行う（契約書案は別添のとおり）。ただし、特定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

## 8 留意事項

企画提案書の提出後提案者が2(1)～(7)に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったときその他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は、無効とする。

(1)本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(2)提出した書類等は、返却しない。また、書類等の提出後、書類の差し替えや変更は認めない。

（本市が指示する場合を除く。）

(3)提出された資料は、那須塩原市情報公開条例（平成20年9月29日那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となるとともに、選定作業に必要な範囲内において、複製し使用することがある。

(4)提出書類の内容確認のため、本市から提案者に個別に質問をする場合がある。

(5)審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。

(6)企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。

(7)本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

(8)本プロポーザルに参加した過程で知り得た本業務に関わる一切の情報については、第三者に開示又は漏洩してはならない。

**(9)令和6年度当初予算案が、令和6年3月定例会議で議決されることを前提とした事前準備手続であり、予算案が否決された場合は、契約を締結しない場合がある。**

## 9 失格要件

次のいずれかに該当した場合、参加者及び提案者は、失格とする。

(1)審査に影響を与える行為があったと認められる場合

(2)提出した書類等に虚偽の記載があった場合

(3)複数の参加申請及び提案をした場合

(4)書類等の提出方法及び提出期限を遵守しない場合

(5)提案上限額を超える提案をした場合

(6)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(7)本市が指定する様式及び記載上の留意事項に示した要件に適合しない場合

(8)複数の参加者の構成員となる場合

(9)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為等が認められた場合

## **10 提出先・問い合わせ先【事務局】**

栃木県那須塩原市共墾社 108番地2

那須塩原市役所 企画部 那須塩原駅周辺整備室 （担当：森本・小林）

電話：0287-73-5175

電子メール：ekishuuhenseibi@city.nasushiobara.tochigi.jp